

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。
令和6年8月19日

契約担当官
愛知県警察会計担当官
鎌 田 徹 郎

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 使用済国有車両の売却（単価契約）
- (2) 内容・数量等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 入 札 方 法 等 入札者は、一切の経費を含めた引き取り額を見積もること。
一切の経費とは、不用となった使用済自動車の処分費、運搬料等をいう。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け・競争参加地域（東海・北陸）」においてA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の次の登録又は許可があること。
ア 第44条第1項の引取業者登録簿に登録されていること。
イ 第55条第1項のフロン類回収業者登録簿に登録されていること。
ウ 第60条及び第67条の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等により解体業及び破砕業の許可を得ていること。
- (7) 古物営業法第3条の事業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可があること。
- (8) 国際標準規格ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得していること。
- (9) 本件引取車両の処分において、産業廃棄物が発生しそれを自社にて処分する場合は、収集運搬及び処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の当該業務を行う区域を管轄する都道府県知事等の許可があること。
- (10) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の

役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿が提出され、暴力団等の排除に係る契約解除条項に該当しないと認められる者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
愛知県警察本部総務部会計課調度係
電話 052-951-1611 内線 2249
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 令和6年8月19日（月）から令和6年8月30日（金）まで
（土・日を除く午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで）
 - ② 交付場所 前記(1)に同じ
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和6年8月30日（金）午後5時まで
 - ② 提出場所 前記(1)に同じ
 - ③ 提出方法 前記(1)へ提出すること。
 - ④ その他 入札者は開札までの間において、契約担当官から該当書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札書の提出期限及び場所
期限 令和6年9月10日（火）午後5時まで
場所 愛知県警察本部
- (5) 開札の日時及び場所
日時 令和6年9月11日（水）午前10時00分
場所 前記(6)に同じ

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
予算決算及び会計令第77条第2号適用
- (3) 契約保証金 免除
予算決算及び会計令第100条の3第3号適用
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格を上回り、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあり著しく不相当と認めるときは、予定価格を上回った価格をもって入札した他の者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (7) 詳細
入札説明書による。